

国道 101 号道路改良工事に伴う汚水枡移設設計業務委託

八峰町

業務委託標準仕様書

〔1〕 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約事項に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|---------|---------|---------------|-----------|
| (イ) 着手届 | (ロ) 工程表 | (ハ) 管理技術者届 | (ニ) 職務分担表 |
| (ホ) 完了届 | (ヘ) 納品書 | (ト) 業務委託料請求書等 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び照査技術者

1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術者を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2) 管理技術者は、技術士(上下水道部門「下水道」)及びRCCM「下水道」の資格を有する東北常駐技術者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

- 3) 照査技術者は、技術士(上下水道部門「下水道」)の資格を有する東北常駐技術者とし、業務全般の照査を行わなければならない。
- 4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- 1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- 2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- 3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査をもって、業務の完了とする。
- 4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。当該調査は本業務の対象外とする。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は本業務の対象外とする。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TV カメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。当該調査は本業務の対象外とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホール等の諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- 1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- 2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則(詳細設計)

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

1) 位置図

位置図($S=1/10,000\sim 1/30,000$)は地形図に施行箇所を記入する。

2) 系統図

系統図($S=1/2,500$)は、地形図に設計区間を記入する。当該図面は本業務での作成対象外とする。

3) 平面図

平面図($S=1/500$)は、測量による平面図及び道路台帳図等に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立杭の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

4) 詳細平面図

詳細設計図($S=1/50\sim 1/100$)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、発注者が指示する場合に平面及び断面図を作成する。当該図面は本業務での作成対象外とする。

5) 縦断面図

縦断面図($S=1/100\sim 1/500$)は、平面図と同一記号を用いて次の記号を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、人孔の種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。当該図面は本業務での作成対象外とする。

6) 横断面図

横断面図($S=1/50\sim 1/100$)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。当該図面は本業務での作成対象外とする。

7) 構造図

構造図($S=1/10\sim 1/100$)は、次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは平面図や縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状の人孔及び柵等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

本業務では、土工・土留工標準構造図、汚水柵及び取付管標準構造図、路面復旧図等を作成する。

8) 仮設図

仮設図($S=1/10\sim 1/100$)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。当該図面は本業務での作成対象外とする。

4.2 各種計算

管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表、概算設計書等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本条件の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- 4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。)について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書

1) 位置図	A3 判製本	2 部
2) 施設平面図	A3 判製本	〃
3) 構造図	A3 判製本	〃
4) 構造計算書	A4 判製本	〃
5) 数量計算書	A4 判製本	〃
6) 報告書	A4 判製本	〃
7) 打合せ議事録	A4 判製本	〃
8) その他の資料	A4 判製本	一式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

9) 電子成果品	一式
----------	----

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1) 発注者の下水道構造標準図
- 2) 発注者の下水道設計基準
- 3) 発注者の道路埋設標準定規
- 4) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- 5) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- 6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説(日本下水道協会)
- 7) 下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- 8) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- 9) 道路土工 - 仮設構造物工指針(日本道路協会)
- 10) 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針(日本道路協会)
- 11) 道路土工 - カルバート工指針(日本道路協会)
- 12) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- 13) その他必要な図書

〔2〕 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「国道 101 号道路改良工事に伴う汚水枡移設設計業務委託一般仕様書」第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の対象

- 1) 位置 八峰町沢目処理区内
- 2) 対象 汚水枡移設 9 箇所

3. 業務の対象(共通)

- 1) 報告書作成 一式
- 2) 設計協議 中間 1 回

4. 履行期間

本委託の履行期間は、契約締結日の翌日より令和 9 年 1 月 29 日までとする。

5. 工期前納品

工期前に設計箇所の一部を工事発注する必要があることから、その場合は発注者の要請に従い、その部分を工期前に納品しなければならない。

6. 納品後のアフターケア

国道 101 号の道路計画に変更が生じた場合には、必要により図面修正等を行うものとする。